

# 建築着工統計により試算した公共建築物の木造率

全体	令和3年度		令和4年度	
	合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
【床面積ベース】				
建築物全体	122,467,980	43.1%	118,722,364	41.1%
	52,796,176		48,765,056	
公共建築物	10,758,143	13.2%	10,347,923	13.5%
	1,423,543		1,396,724	
国	978,349	2.2%	451,228	2.7%
	21,794		11,966	
都道府県	965,531	4.3%	935,807	4.5%
	41,293		41,783	
市町村	3,122,859	7.2%	2,879,619	7.1%
	224,137		203,457	
民間と個人	5,691,404	20.0%	6,081,269	18.7%
	1,136,319		1,139,518	

上段:新築等に係る床面積の合計

下段:うち、木造の床面積の合計

## 低層(3階建て以下)

【床面積ベース】	令和3年度		令和4年度	
	合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
建築物全体	77,483,841	65.0%	72,921,880	67.9%
	50,335,557		49,547,812	
公共建築物	4,042,748	29.4%	4,092,413	29.2%
	1,188,387		1,194,877	
国	108,404	12.8%	63,876	8.2%
	13,868		5,263	
都道府県	208,347	10.8%	252,833	10.9%
	22,426		27,509	
市町村	1,010,741	15.9%	1,023,861	15.2%
	160,205		155,137	
民間と個人	2,715,256	36.5%	2,751,843	36.6%
	991,888		1,006,968	

上段:新築に係る床面積の合計

下段:うち、木造の床面積の合計

注1:国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁が試算。

注2:木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。

注3:本試算では、「公共建築物」を国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物とした。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。